



許可番号 00414011399

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県多賀城市栄二丁目5番3号
氏 名 株式会社藤原清掃
代表取締役 藤原 健一
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和6年8月1日
許可の有効年月日 令和11年1月20日

1 事業の範囲（積替え又は保管行為を含む。）

品目	取扱	品目	取扱
燃え殻	○	鉱さい	○
汚泥	◎	がれき類	◎
廃油	○	家畜ふん尿	×
廃酸	○	家畜の死体	×
廃アルカリ	○	ばいじん	○
廃プラスチック類	◎	これらの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	×
紙くず	○		
木くず	◎	産 業 石 綿 含 有 廃 棄 物 汚泥	○
繊維くず	○	産 業 石 綿 含 有 廃 棄 物 廃プラスチック類	◎
動植物性残さ	○	産 業 石 綿 含 有 廃 棄 物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	◎
動物系固形不要物	×	産 業 石 綿 含 有 廃 棄 物 がれき類	◎
ゴムくず	○	水銀使用製品産業廃棄物	◎
金属くず	◎	水銀含有ばいじん等	◎
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	◎	自動車等破砕物	×

備考 「汚泥」は含水率85パーセント以下のものに限り、◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)所在地：宮城県多賀城市栄二丁目79番1

面積：1,314平方メートル、うち保管面積：56.04平方メートル

産業廃棄物の種類	保管上限 (立方メートル)	保管の高さ (メートル)
汚泥	0.63	0.90
廃プラスチック類	16.06	1.46
木くず	8.03	1.46
金属くず	8.03	1.46
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	15.06	1.46

がれき類	4.00	1.00
石綿含有産業廃棄物（廃プラ）	1.00	1.00
石綿含有産業廃棄物（ガラコン）	1.00	1.00
石綿含有産業廃棄物（がれき類）	1.00	1.00
水銀使用製品産業廃棄物	17.28	1.50
水銀含有ばいじん等	0.02	0.40

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成元年 1月23日許可

平成6年 1月21日更新許可

平成11年 1月21日更新許可

平成16年 1月21日更新許可

平成21年 1月21日更新許可

平成25年 7月24日変更許可（「廃プラスチック類」、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）について、積替え又は保管行為を「除く」から「含む」に変更）

平成26年 1月21日更新許可

平成28年 5月26日変更許可（「廃酸」、「廃アルカリ」の追加）

平成31年 1月21日更新許可

平成31年 3月27日変更届（積替え又は保管を行う品目のうち、紙くず、繊維くず及びゴムくずの削除並びに積替え又は保管を行う保管面積、保管上限及び保管の高さの変更に伴う許可証書換え）

令和6年 1月21日更新許可

令和6年 8月1日変更許可（「汚泥」、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」について積替え又は保管行為を「除く」から「含む」に変更）

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。